

平成28年(行ウ)第322号 政務活動費返還請求事件

原告 すぎなみオンブズ

被告 杉並区長

2017年4月21日

## 準 備 書 面 3

東京地方裁判所民事第3部B1係御中

原告 すぎなみオンブズ

共同代表 角 井 敦 子

同 三 宅 勝 久

## 1 相手方議員の氏名表記について

本件訴訟の相手方となる杉並区議会議員22人(15議員および2会派7議員)の氏名表記をみると、漢字表記とひらかな表記を使い分けている場合がある。有権者に支持してもらうためにひらかな表記を用いていることは明らかである。以下のとおり漢字表記に統一する。

1 大和田伸／②脇坂達也／③浅井邦夫／④今井洋／⑤吉田愛／⑥岩田生真

7 葉梨俊郎／⑧木梨盛祥／⑨富本卓／⑩小泉靖男／⑪安齋昭／⑫松浦芳子

13 田中ゆうたろう／⑭河津利恵子／⑮市来とも子

### 16 杉並区議会公明党

川原口宏之／横山えみ／大槻城一／北明範／中村康弘

### 17 無所属区民派

結柴誠一／新城せつこ

## 2 「政務活動」という言葉の定義について

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」(乙3、以下本件規程という)の第2条には、選挙活動・政党活動・後援会活動に関する経費に政務活動費は使えない旨明記されている。政治的活動には使えないとする政務活動費制度の趣旨に基づく明文規程である。政務活動費を使える立場にいる者が使えない者よりも有利に政治的な活動を行う、といった状況を避けるためである。

すなわち、「政務活動」という言葉は、多岐にわたる議員活動のうち、適法に政務活動費が使える活動のみをさすのであって、同費を使うことができない活動——たとえば政治的活動や私的な活動——を「政務活動」と呼ぶべきではない。

被告は、本件各支出(按分されたものを除く)のなかに「選挙活動・政党活動・後援会活動に関する経費」はいっさい含まれていない旨主張しているが、一方で、「区政報告等によって、区議会での質問内容など会派及び議員の活動等を紹介することが選挙の際に役立つこともあり

得るところではあるが、…」とも述べている(被告準備書面1、14頁最終行から数えて4行目～15頁3行目)。

矛盾する主張でないかとの原告の指摘に対して、被告は準備書面2において次のように述べる。

「議員の活動は、議会の本会議や委員会における活動などの狭義の議員活動も含めて、そのすべてが有権者からの評価対象となり得るのであるから、政務活動が選挙の際に役立つことあり得るのは当然のことである」(被告準備書面2、2頁の4～6行目)

この主張もまた、「政務活動」という言葉を拡大解釈しており、論理的に矛盾がある。

先に述べたとおり、「政務活動」という言葉は、議員活動のうち政務活動費を使い得る活動のみをさす。ところが被告は、選挙に役立ち得る部分も含めてすべて「政務活動」であるとの独自の定義にたち、「政務活動」なのだから支出は適法である、政務活動が選挙に役立ち得るもの当然である——という趣旨のことを述べている。やはり論理に矛盾がある。

原告が問題にしているのは、本件各支出にかかる活動のすべてが、はたして「政務活動」なのかどうかという点である。

本件各支出にかかる活動のうちに、被告のいう「選挙に役立つことあり得る」活動など政治的な部分が含まれているとすれば、それは「政務活動」とはっきり区別すべきである。明確な区別が困難であれば按分しなければならない。政治的な活動に政務活動費は使えないのである。

「政務活動費の支出に当たっては、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分する必要があると考える」と、原告の求釈明に対して被告が回答しているとおりでである(被告準備書面1、2頁の「2」)。

被告の見解に立っても本件各支出に政務活動以外の経費が含まれていることは明白である。よって適正な率による按分が必要である。

3 年間をととして選挙日程が立て込んでおり、議員活動は常に政治的趣旨を帯びていたことについて

下記のとおり、本件各支出がなされた2014年4月1日～2015年3月31日は3件の選挙が行われている。また2015年4月26日には区議会議員選挙の投票も行われた。同日の区議会議員選挙には、本件訴訟の相手方である議員が全員立候補している。年間をととして選挙に明け暮れたのである。政務活動費を使って各議員が行った区政報告の作成・配布、集会等が、有権者の投票行動に影響を与えたことは明白である。つまり、政治的要素をたぶんに含んでいた。

- (1) 区長・区議補欠選挙(2014年6月22日告示、29日投票)(甲25)
- (2) 衆議院議員選挙(2014年11月21日解散、同年12月2日告示、同月14日投票)(甲26)
- (3) 区議会議員選挙(2015年4月19日告示、26日投票)(甲27)

(1) 区長・区議補欠選挙

区長・区議補欠選挙においては、本件訴訟の相手方である各議員がそれぞれの政治的立場から各候補を支援したとみるのが常識的である。なお、葉梨俊郎議員は区議補欠選挙に自民党公認で立候補して当選した。

区長選挙に立候補したのは、被告である田中良、佐々木浩、堀部やすし、山崎一彦、根上隆の5人である。(甲28)

区長選挙に対する各議員のかかわり方は、詳細には不明だが、いくつか手がかりもある。

たとえば田中良氏の選挙公報には、「杉並を良くする会 推せん」との記述がある(甲29)。「杉並を良くする会」は田中氏を政治的に支援する東京都選挙管理委員会届出の政治団体である。2014年5月から7月にかけて田中氏に選挙資金380万円を寄付している(甲31)。同団

体はまた、2015年4月20日に今井洋議員と脇坂達也議員に選挙資金として各1万円を寄付（甲32、甲33）、同月19日にも吉田愛議員に選挙資金1万円を寄付している（甲34）。少なくとも今井氏ら3区議と田中区长の間で相互の選挙協力があつたことがわかる。

2014年6月30日付『杉並新報』の記事は、区长選で被告田中良が再選した旨を伝えている。そのなかで「母体の民主はもとより自民、公明が後押しした」と分析している（甲35）。自民党系および民主党系、公明党系の会派（杉並区議会自民党、区民フォーラム未来、杉並区議会公明党）の所属区議が田中氏の選挙を応援したことを示している。この時期の上記会派の所属議員で本件訴訟の相手方になっているのは、①大和田伸、②脇坂達也、③浅井邦夫、④今井洋、⑤吉田愛、⑨富本卓、⑩小泉靖男（以上自民）、⑪安齋昭、⑭河津利恵子一一の各議員と⑯杉並区議会公明党5議員の計14議員である。

なお、2014年6月30日付『杉並新報』（甲35）の記事は、「加えて投票日前夜の荻窪北口での最終演説に執政を糾す切り口の鋭い論客のけしば区議（無）が区議活動27年にして始めて続投をめざす田中さんの応援にマイクを握った」と、相手方区議である結柴誠一区議が田中氏の選挙応援をしていた事実も報じている。

区长選の他候補をみると、佐々木浩氏の選挙公報には、「私たちも応援しています／杉並区議 松浦芳子／杉並区議 岩田いくま」の記載がある。6月30日付の『杉並新報』には、「説明会に出席し、関係資料を持ち帰った岩田区議」とある（甲29）。区长選の立候補者説明会は2014年5月13日に開催されている（甲25、2頁）おり、同説明会に岩田生真区議が参加したことを報じている。岩田区議が区长選の立候補を考えていたことがわかる。

また区議補欠選挙には、本件訴訟の相手方である葉梨俊郎氏を含む11人が立候補した（甲36）。各候補の選挙公報には、本件訴訟の相手方である議員の名前、または区长選に立候補中の被告田中良の名前が、推薦人として記載されている。たとえば、はなし俊郎候補の選挙公報には、「わたしたちも応援しています！／自民党杉並区議団」として、「小泉やすお／脇坂たつや／今井ひろし／大和田伸／とみもと卓／吉田あい／浅井くにお、田中ゆうたろう」の記載がある。

太田哲二候補の選挙公報には「私も推薦します」として「杉並区长田中良／杉並区議会議員河津利恵子／杉並区議会議員安齊あきら」とある。

以上の事実は、本件訴訟の相手方議員のすべてが、なんらかの形で選挙にかかわつたことを裏づけるものである。

## (2) 衆議院議員選挙

2014年11月21日解散、12月2日公示、同月14日投票の衆議院議員選挙では、鈴木たつお(無所属)、沢田しんご(日本共産党)、石原伸晃(自民党公認)、円より子(民主党公認)の4候補が、杉並区(東京8区)の小選挙区で立候補し(甲38)、石原候補が小選挙区で当選した。また比例代表では、自民党、公明党、幸福実現等、維新の党、民主党、次世代の党、社民党、新党改革、生活の党、日本共産党——の10の政党が立候補した(甲39)。

この選挙においても、すべての相手方議員が、それぞれの政治的志向、または所属政党の判断に従って、いずれかの小選挙区立候補者、または比例代表の候補(政党)を支援したことは明白である。

自民党の機関紙である『自由民主東京都版』の2014年12月2日付紙面には、衆議院解散を受けて11月25日に開催された自民党東京都連の緊急支部長・常任総務・各種団体合同会議の様子を伝えている。石原伸晃氏ら候補予定者を写真入りで紹介し、「全選挙区必勝へ」と党員に対して呼びかけている。(甲44)

自民党支部の支部長や都連の役員が集まった会であり、本件訴訟の相手方のうち自民党杉並区議会会派に属する各議員が参加した蓋然性は高い。自民党支部(政治団体)の支部長をしているのは以下の4人である。

- ・大和田伸(自由民主党東京都杉並区第31支部)
- ・脇坂達也(自由民主党東京都杉並区第29支部)
- ・吉田愛(自由民主党東京都杉並区第6支部)
- ・富本卓(自由民主党東京都杉並区第14支部)

また、『杉並新報』2014年1月1日付紙面には、2013年12月18日に開催された自由民主党杉並支部の総務会の様子を報じている。「友好各種団体と一層の緊密な連携を図るなど党勢拡大に努め来年執行の杉並区長選挙、杉並区議会補欠選挙で必ずや勝利します。以上決意する」とする決意案が採択されたことを伝えている。

本件訴訟の相手方議員多数を含むこれらの議員が、選挙の必勝をめざす自民党の会合に

出席していることは明らかである。

なお、「自由民主党杉並総支部」の総務会役員について、「総本部長＝石原伸晃、副部長＝大泉時男・小泉やすお・斎藤常男、幹事長＝富本卓、総務会長＝早坂よしひろ、政務調整＝小宮あんり、会計部長＝大熊昌巳、事務局長＝脇坂たつや」一一と紹介されている(甲45)。本件相手方の小泉、富本、脇坂各議員が少なくともこの会合に参加し、同時に自民党支部の役員として積極的に政党活動を行っていることがわかる。

### (3)区議会議員選挙

上の各選挙に続いて2015年4月26日に投票が行われた杉並区議会議員選挙は相手方各議員が全員立候補した。本件訴訟相手方の各議員にとっては最も重要な選挙であった。告示は2015年4月19日だが、一年前からすでに各議員が選挙に向けて政治的活動を活発化させている様子が新聞報道や政党機関紙から確認できる。

#### ・自民党機関紙

以下『自由民主東京都版』をみる。

2014年4月1日付の紙面は、「わが党と一体で都政を推進」の大見出しで3月13日に自民党本部で開かれ支部長・常任総務合同会議の様子を伝えている。「政権奪還の総仕上げ／統一地方選の必勝へ」の小見出しとともに杉並区議会議員選挙を含む統一地方選の候補者擁立や選挙運動方針に関連する記事が以下のとおり掲載されている。

「一方、会議では統一地方選に向け、6月末に第1次公認・推薦候補を決定、発表する方針を決定。各総支部に対し、同月20日ごろに申請を行うよう求めた。また、7月に第2次を、9月末には第3次を決定、発表していく方針も合わせて示された。公認・推薦候補者には党員100人以上の獲得、確保が義務付けられる」

「…市区町村議会議員選挙においては、各定数の過半数以上の党所属候補者の擁立を原則とし、過半数の当選を目指すこと」

「…都連政経パーティを12月16日に開催することも決定した。政権奪還の総仕上げとして統一地方選必勝への躍進集会とする」

(甲40)

自民党が統一地方選告示の1年以上も前から、選挙に向けた活動を本格的に開始したことがわかる。

同年7月22日付の紙面には、「統一地方選第1次公認・推薦決定」の大見出しで、自民党公認の立候補予定者275人が紹介されている。杉並区議会議員選挙では、本件訴訟の相手方である「富本卓」「吉田愛」「脇坂達也」「浅井邦夫」「今井洋」「大和田伸」の各区議のほか、訴外「大熊昌巳」区議が公認されている。(甲41)

同年8月19日・26日合併号をみると、「統一地方選に総力／早期に選挙態勢の構築」との見出しで、8月5日に開催された自民党全国幹事長会議の様子が報じられている。記事には、「石破茂幹事長は冒頭あいさつで、「統一地方選で勝利して初めて政権奪還が完成する」と、早期の選挙体勢構築を訴える共に、「地方創生」を統一テーマとして戦う姿勢を示した」とある。政策を訴える選挙戦略が掲げられている。また、「小池百合子広報本部長は、統一地方選に向けたポスター・政策パンフなどによる情報発信、ネットや機関紙「自由民主」の活用について説明を行った」との記述もある。印刷物を通じて有権者に訴える方法が党の方針として提案されたことがわかる。(甲42)

同年10月21日付紙面には、「統一地方選へ必勝態勢構築」との見出しで、10月6日開催の自民党東京都連の会合を伝えており、「来年4月の統一地方選に向け必勝態勢を構築する」と、選挙に向けた活動がいっそう活発化している様子がわかる。第2次公認が発表されており、本件訴訟の相手方である「葉梨俊郎」区議が公認されている。(甲43)。12月2日号は第3次公認の様子を伝えている(甲44)。

2015年1月27日付紙面には「年頭所感／統一地方選必勝期す」との見出しのもと、石原伸晃自民党東京都連会長が「昨年の総選挙で示された皆様のご意志を、四月の統一地方選でもう一度しっかりとお示しいただき、日本再生の流れを確かなものへ加速させていきたいと思います」と、自民党としての統一地方選に向けた意気込みを語っている。(甲46)



同年2月24日付紙面は、2月10日の「支部長・常任総務合同会議」の様子を伝えた記事である。「統一地方選へ万全の態勢構築」「都連、総支部に選対本部設置へ」との見出しとともに、選挙対策が本格化した様子を伝えている。小泉靖男杉並区議が追加されたことも報じている。

「“関の声”各組織から統一選必勝へ」と題された写真には、「統一地方選を勝ち抜こう!」という横断幕とこぶしをあげる多数の参加者の姿が写っている。本件訴訟の相手方議員で自民党所属議員らもこうした集会に参加して「関の声」をあげた蓋然性は高い。(甲47)

2015年3月17日付紙面は、3400人が参加した第82回自由民主党大会の特集で、安倍晋三自民党総裁が「統一地方選に勝ち抜いて、たそがれから新しい日本の朝を迎えた日本の夜明けを確かなものにしていこう」と述べたことを伝えている。(甲48)

同年3月31日付紙面は、3月14日に自民党本部で行われた公認・推薦伝達式の記事で、「統一地方選／必勝へいざ出陣!」「わが党候補の全員当選誓う」との見出しがある。「出席者全員が立ち上がり、「勝つぞコール」を行い、選挙必勝を誓い合った」との記述もある。(甲49)

3月14日には、政治団体「自民党東京都支部連合会」(石原伸晃代表)などから、本件相手方議員のうち自民党公認候補に対して公認料が支払われている。

#### ・「杉並新報」

杉並区の政治・行政について詳細な取材・報道を行う月刊紙『杉並新報』は、杉並区議会自民党会派の議員らが、統一地方選などの選挙を意識しながら支持者や有権者向けの集会を開いた様子を伝えている。

2014年5月31日付紙面には、「大和田伸区議が支持者らに区政報告会／石原大臣・小宮都議応援に」との見出しのもと、同年5月17日に開催された「区政報告会」の様子を伝えている。「支持者ら230人余りが出席」し、大和田区議の後援会である政治団体「大和田伸君を育てる会」の三上英子都議ら支援者や、小宮あんり東京都議や石原伸晃衆議院議員の挨拶に続いて、大和田区議の発言も以下のとおり紹介されている。

「大和田区議は来年は統一地方選とあって「都と国と常に連携してしっかりと皆さんのお役にたって参りたい」と決意のほどを示した」

区議会議員選挙の11ヶ月前の時点で、すでに大和田区議は選挙を強く意識した発言を有権者に対して行っている。(甲50)

2014年8月31日付紙面は「区議定数＝48議席」として立候補を予定している区議会議員のうち7人が紹介されている。以後、9月30日付、10月31日付、11月30日付、2015年1月31日付、2月28日付と紹介記事が続く。紹介された予定者は合計で47人である。このうち、本件訴訟の相手方となっているのは17人。葉梨俊郎、木梨盛祥、安齋昭、田中ゆうたろう、市来とも子の5区議は写真入りでの紹介はない(甲51-1～6)。しかし田中、安齋、木梨区議については次のとおり記事の本文で触れている。

「一人会派で独自路線を貫らぬく田中ゆうたろう区議は今のところ無所属で出馬の方向にある」(甲51-6)

「また民主党の安齊あきら区議と自民党の田中ゆうたろう区議は、党の公認を受けず無所属で出馬する」「…木梨もりよし区議を含む現職43人と新人や元区議ら28人が48議席争奪戦を展開する」(3月31日付紙面、甲51-7)

2014年後半から15年前半にかけては、いっそう統一地方選を強く意識した集会が開かれている。2月28日付紙面は、大和田伸区議と岩田生真区議の「決起大会」を報じている。

記事によれば、大和田区議は2015年2月27日にセシオン杉並大ホールに330人の支持者を集めて「決起大会」を開催した。石原伸晃衆議院議員が「支持者らに必勝への結束と票の掘り起こしを呼びかけ」、「勝つぞ!コール」を行ったとのことである。写真には「自民党演説会」「大和田伸」のポスターを背景に、たすきをかけた大和田区議が壇上で話している姿が確認できる。

また同日の紙面の「岩田区議が区政に関する意見交換会」と題する記事には、2月22日と25日に同区議が集会を開いたとある。「出席の支持者と意見交換した」との記述が認められるが、「支持者」が政治的支援者をさすことは明らかである。「4月執行の統一地方選挙に当たって前回(23年)の公約」といったものが配られ、「△印をつけた4点暫定課題として次回の公約とする…」とも報じられている。2ヶ月後に迫った選挙で当選すべく岩田区議が熱心に有権者に働きかけている事実がわかる。

(甲52)

2015年3月31日紙面は、富本卓区議と浅井邦夫区議、脇坂たつや区議がそれぞれ統一地方選に向けて「決起大会」を開いたことを伝える。

記事によれば、富本区議は3月26日に「支持者ら250人が集結」して決起大会を開いた。大会では後援会理事長の猪鼻徳壽氏と村山ヨシ子氏が司会を行い、早坂義弘都議と小宮あんり都議らが、「5期目の当選に向けた取り組みを求めた」という。また、来賓として丸川珠代参議院議員と朝日健太郎氏が発言し、「5期目の当選に期待した」と報じている。石原伸晃衆議院議員も発言して「当選に向けた活動を求めた」後、最後に支持者らが「ガンバローコール」を行ったとある。

なお、朝日健太郎氏の名前は富本氏が政務活動費で作成した区政報告にも登場する。朝日氏は2016年夏の参議院議員選挙に自民党公認で出馬し、当選した。

浅井邦夫区議の「決起大会」は、同日の紙面によれば、3月26日に支持者ら200人を集めて行われた。さらに脇坂達也区議が「支持者ら200人」を集めて3月28日に「決起大会」を開いた。富本区議の決起大会と同様に、小宮あんり都議、石原伸晃代議士らが応援演説をしている。また「ガンバローコール」で氣勢を上げた様子も伝えている。

(甲53)

富本卓、吉田愛、脇坂達也、浅井邦夫、今井洋、大和田伸、小泉靖男、葉梨俊郎の自民党公認各区議に対しては、早坂都議、小宮都議、石原衆議院議員がそれぞれ代表をする自民党各支部を通じて選挙資金が寄付されている。石原衆議院議員や早坂都議らと各区議の関係がきわめて政治的に濃厚であることがわかる。

#### ・公明新聞

公明党機関紙である『公明新聞』の記事からも、2014年度の年間をとおして同党所属の杉並区議会議員が選挙を強く意識して議員活動を行っていたことは明らかである。

統一地方選の約1年前にあたる2014年5月30日付の紙面で、すでに立候補予定者の一次公認を発表している(甲54-1)。続いて同年6月13日付紙面で二次公認(甲54-2)、6月27日

付紙面で3次公認をそれぞれ発表している(甲54-4)。6月16日付紙面は「統一地方選挙って何?」と題する特集記事が掲載されている(甲54-3)。

そして、2014年7月11日付紙面で、「第4次公認」として統一地方選に立候補を予定していた杉並区議会公明党区議8人が紹介されている(甲54-5)。8人のうち本件訴訟の相手方となっているのは、⑩(あ)川原口宏之、⑩(い)横山えみ、⑩(う)大槻城一、⑩(え)北明範、⑩(お)中村康弘一一の5人である。

この5人を含む杉並区議会公明党の8人は、2015年1月1日紙面でも「‘15 統一地方選に挑む党予定候補」の見出しで紹介されているほか(甲54-6)、1月14日付紙面でも「統一地方選／東京特別区議選に挑む党予定候補」との大見出しとともに、顔写真入りで紹介されている(甲54-8)。

2015年1月13日付紙面は「統一地方選の大勝利をめざして」と題する公明党幹部の座談会を特集している。(甲54-7)

さらに同年2月7日付紙面には、「統一地方選と公明党」と題する特集記事が掲載されている。「全員当選をめざし総力」との見出しがつけられた党幹事長インタビュー記事には、「地方創生」を選挙で訴えていく方針が語られている。「地方議員は党のまさに“生命線”」との発言も紹介されており、杉並区議会議員選挙を含む統一地方選に公明党が大きな力を注いでいることがわかる。(甲54-9)。

以上の事実から、本件訴訟の相手方各区議が2014年度一年間に行った議員活動のうち、相当部分が選挙など政治的活動の趣旨を帯びていたことは明らかである。

4 本件各支出には、選挙運動との区別が微妙な「準備行為」を含む政治的の要素がたぶん含まれている

公職選挙法は選挙の事前運動を禁止している。杉並区議会事務局が保有する『統一地方選の手引き』（平成23年度版、選挙制度研究会編）によれば、次のような解説がなされている。

「(前略)例えば、現在議員の職についている者の行為は、すべて選挙を予想し、来るべき選挙において多数の選挙人の支持を受けることができるようにとの念願が常に働いているということとはできよう。常識的に考えれば、それは選挙運動にほかならない。しかし、それが法律上選挙運動になるためには、社会通念上選挙が特定される状態において、当選を得又は得しめるための行為でなければならない。

議会報告演説、選挙人の意見を聞く懇談会、座談会等(いわゆる選挙区培養の行為)の多くは、こうした理由で、選挙期日の告示前にでも、合法的に行われているのである。しかし、このような行為も、場合によっては、選挙運動と認められることがあるので、注意を要する」

(甲55、17頁)

また、公選法が禁止する「事前運動」と、合法的な「類似行為」との違いについてはこう述べている。

「…法律上選挙運動とは、われわれの常識よりも狭い点があり、純粋な立候補準備のための行為や選挙運動の準備のための行為は含まれない。

しかし、選挙運動とこれらの準備行為との区別の限界は、なかなか微妙なものがあって、一歩誤ると事前運動の禁止違反に問われることになる」

(甲55、18頁)

公選法上の選挙活動と政治活動の違いについては、問答形式で次のように解説されている。

問 公職選挙法上、政治活動と選挙運動とは、どのように区分されるか。

答 選挙運動とは、特定の選挙につき特定の候補者を当選させる行為であるが、政治活動とは、政党その他の政治団体等が、その政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発等を行うことであって、特定の候補者の当選を得るための行為ではない。

選挙をひかえた同時期はとくに、取り締まりが強化されるため、文書の配布を含めて注意が必要となる。立候補予定者の顔写真、名前が入った文書の掲示や配布は、投票依頼と受け取られる余地がある。

(甲55、19頁)

すでに主張・立証してきたとおり、本件各支出がなされた2014年度は、年間を通していくつもの選挙があり、相手方各議員は選挙のための活動を熱心に行ってきた。有権者を対象に集会を開いたり、自身の氏名・写真・所属政党が記された文書を配布する活動を行ってきたわけだが、その際、公職選挙法が禁止する事前運動に抵触しないよう常に注意を払っていたことは明らかである。本件支出にかかる区政報告類のなかには、「討議資料」「区政報告」との文字が印刷されているものがある。公選法違反に抵触する危険を知悉していたことの証拠である。

これはすなわち、本件各支出が、公選法上の選挙運動には該当しないとしても、準備運動ともいうべき政治活動の要素をたぶんに含んでいることを相手方各議員が認識していたことを示しているのである。

## 5 個別支出について

### 1 自民党チラシ(甲24の表中1～7の支出)

2015年1月28日、杉並区議会自民党会派の議員7人(大和田伸、脇坂達也、今井洋、吉田愛、葉梨俊郎、富本卓)が各10万円、計70万円を、「会派区政報告作成費」などとして支出している(以下「自民党チラシ」という)。按分はなされていない。請求書には、「討議資料一式」消費税込120万円、新聞折込分14万6250枚、個人使用分6000枚、との記載がある。会派所属議員12人で費用を等分負担し、うち上記7議員が政務活動費から支出したものである。(甲56)

2015年1月末という時期は、区議会議員選挙の3ヶ月前である。同選挙に立候補する予定であることを杉並区議会自民党会派12人のうち11人(大泉時男議員を除く)がすでに表明していた。12人のうち5人が政務活動費を使わなかったのは、このチラシの目的がもっぱら選挙の準備運動という政治活動にあることを自認していたからである。

15万枚もの大量の会派チラシを杉並区議会自民党として作成し、その一部を政務活動費で支払った例は2014年度だけである。他年度にはみられない。チラシ作製・配布の主たる目的が、有権者の支持を得るための選挙の準備運動にあったことの証拠である。

チラシの文面をみても、選挙を意識した政治活動の趣旨をたぶんに含んでいることは明白である。

チラシ表面の右上には「平成27年1月 討議資料」の小さな書き込みがある(甲4、1頁)。これは公職選挙法が禁止する選挙の事前運動に抵触しないよう配慮した結果である。すなわち、政治的活動であることを意識して作製がなされたことを示している。また、会派所属議員の写真・氏名が表・裏の両方に使われている、議員の氏名にすべて「よみがな」が付記されている、といった事実も、選挙を強く意識した政治活動であることの現われである。

記事内容には「私たちがこれまでの4年間に取り組んできた実績」という言葉がみられる。任期満了目前であることをあえて強調しており、政務活動としての要素は小さい。これを読んだ有権者が「投票依頼」と理解する可能性も否定できない。(甲4、1頁)

以上のとおり、本件チラシにかかる各議員の支出は統一地方選を目前にした政治的趣旨をたぶんに含んでおり、すくなくとも50%にあたる部分は違法な支出である。

## 2 大和田5月17日開催の区政報告集会(甲23の表)

当該区制報告集会が政治的支持者に向けた政治的活動であったことは、報道内容からも明らかである。

『杉並新報』2014年5月31日付紙面は、「大和田伸区議が支持者らに区政報告会／石原大臣・小宮都議応援に」との見出しで、同年5月17日に開催された「区政報告会」の様子を伝えている。

見出しに「支持者」との表現があるほか、本文中にも「支持者ら230人余りが出席」したとの記載がある。また、後援会である政治団体「大和田伸君を育てる会」の三上英子都議らが挨拶を行った事実、小宮あんり東京都議や石原伸晃衆議院議員が挨拶した事実も報じられている。さらに大和田区議自身の発言について、「大和田区議は来年は統一地方選とあって「都と国と常に連携してしっかりと皆さんのお役にたつて参りたい」と決意のほどを示した」と記事にある。

いずれの事実も、集会が政治的性格のきわめて強いものであったことを裏づけるものである。

なお、集会に参加した小宮都議と石原衆議院議員の名前は、大和田区議が区議選に立候補した際の選挙公報に、次のとおり記載されている。

「石原のぶてる代議士秘書10年!」「石原のぶてる代議士、早坂・小宮両都議も応援しています」と記載されている(甲56、6頁)。

記事で紹介されている三上英子氏は、大和田氏に対して選挙資金2万円の寄付を4月17日に行っている。熱心な政治的支援者であることがわかる(甲57、3頁)。

石原、小宮、早坂の各議員との関係についてみると、3月14日に自民党東京都支部連合会(石原伸晃代表)から公認料30万円、自民党東京都第8選挙区支部(同)から選挙関係費20万円、自民党杉並総支部(同)から陣中見舞15万円、自民党東京都杉並区第22支部(早坂義弘代表)から陣中見舞5万円、自民党東京都杉並区第2支部(小宮あんり代表)から5万円寄付(※同支部の収支報告書に記載なし)がなされている。(甲57、2頁)

集会の政治的性格の強さは、支援者とみられる参加者がインターネット上に公表しているブログからも明らかである(甲58)。「大和田伸」の大看板が掲げられ、石原伸晃衆議院議員や小宮あんり東京都議とともに大和田区議が参加者に演説している様子が写真で紹介されている。記事本文をみると、執筆者が大和田区議を政治的に支援する目的で参加したことが伺える。

「5月17日19:00セッション杉並8・9・10会議室にて大和田伸杉並区議会議員の区政報告会が開催されました。

石原伸晃環境大臣、小宮杏里東京都議会議員も駆けつけ、満席の会場は、熱気に溢れていました。

立派になりました。



演説も本当にうまくなりました。

心がこもっています。

増え続ける高齢者施策、南伊豆の健康学園の跡地利用もわかりやすく説明がありました。

安心して区政を任せられると思いました。(^^)

頑張ってください。」

2014年5月17日という時期は、区長選挙と区議補欠選挙の1ヶ月前にあたる。区議補欠選挙には、本件訴訟の相手方である杉並区議会自民党会派・葉梨俊郎氏が自民党公認で立候補した(甲36)。同候補の選挙公報には、「わたしたちも応援しています! / 自民党杉並区議団」として「大和田伸」の記載がある(甲37)。

なお被告は、本件訴訟で返還を求めている大和田伸区議の支出のうち6件(甲24の表中1および3~7)について、「平成26年5月17日開催の区政報告会に関する支出ではない」旨答弁している(答弁書4頁、2行目~4行目)。

すなわち、

- ・ 2014年4月13日「区議会レポート発送備品(宛名ラベル)4800円
- ・ 2014年4月25日「区議会レポート発送料」4万9344円
- ・ 2014年4月25日「区議会レポート発送料」24万5157円
- ・ 2014年4月25日「区議会レポート発送料」5万7536円
- ・ 2014年4月25日「区議会レポート発送用封筒印刷代」7万0848円
- ・ 2014年5月9日「区議会レポート作成印刷代」 9万9468円

――は区政報告会と無関係だということである。

しかしながら、この主張には疑問がある。区政報告会の案内文のための用紙(A4コピー

用紙、イエロー、5000枚)を支払ったのが2014年4月17日であり(甲59)、「区議会レポート」(平成26年春号＝甲60)の発送はその1週間後の4月25日である。3通の郵便局の領収書には、771通、4807通、899通との記載がある。合計で6477通である(甲61)。「区議会レポート(平成26年春号)」と封筒が納品されたのは4月19日である(甲62、甲63)。5月17日の区政報告会開催の直前であり、案内文を発送した際の郵送費が別途計上されていない事実ともあわせてみれば、区政報告会の案内文は「区政レポート」に同封されて支援者らに発送されたと思われるのが自然である。

## 6 今後の主張・立証予定について

区政報告類に関する支出(原告準備書面2、3頁「3」以下)については追って主張・立証する。

## 7 調査嘱託について

本件訴訟においては、相手方に対する聴取をいっさい行わないなど被告の協力がきわめて乏しい。当該自民党チラシの支出における別件訴訟(東京地裁・平成28年行ウ281号 政務活動費返還請求、原告三宅勝久ほか、被告杉並区長)では相手方議員(大熊昌巳杉並区議会議員＝杉並区議会自民党所属)に聴取をしていることを考えると、この訴訟態度は矛盾しているといわざるを得ない。

以上のような事情で、原告の立証には相当程度の作業量を要する。現段階では、以下のとおりの関係者に対する調査が必要であると考えているが、ひとつおりの主張が終わった時点で、あらためて整理をして調査嘱託等の手続きを行う予定である。

・調査嘱託検討事項

(杉並区議会自民党会派に対して)

- 1 自民党チラシの作成・配布にかかる経費を政務活動費で支払わなかった議員が5人いる。これらの5議員はなぜ政務活動費に計上しなかったのか理由を説明せよ。
- 2 各議員(会派の12議員、以下同じ)ごとのチラシの受け取り枚数、使用方法について説明せよ。
- 3 「討議資料」の書き込みをなぜしたのか。
- 4 議員の写真を表裏の両面に使用した理由、写真撮影などの取材の日時、場所。
- 5 任期満了直前であるにもかかわらず15万枚ものチラシを作成した理由。
- 6 任期満了直前であるにもかかわらず、「私たちがこれまでの4年間に取り組んできた実績」といった過去会派が取り組んだ内容に関する記事を掲載した理由。
- 7 議員の氏名によみかなをつけた理由
- 8 作成・配布にあたって公職選挙法の事前運動に抵触しないよう配慮した点はあるか。

(印刷会社に対して)

・株式会社佐野(代表取締役社長・佐野知大)

杉並区堀ノ内2-12-10

電話03-3313-8235 ファクス03-3313-8356

- 1 杉並区議会自由民主党の印刷物(2015年1月28日付で「杉並区議会自民党」宛に代金120万円を請求しているもの。請求書番号018135)について、印刷物の作成経緯(依頼があった時期・内容、原稿作成の経緯、方法)を明らかにせよ。
- 2 新聞折り込みの状況(配布を依頼した新聞販売店名、配布地域、枚数、日時、住民からの苦情の有無・内容)を明らかにせよ。

・幸信印刷

杉並区堀ノ内3-11-10

電話03-3311-9329 ファクス03-3316-5060

2014年4月19日発行の「請求書」(No005651、金額7万0848円)について、納品した封筒の枚数、代金の内訳

(大和田伸事務所に対して)

2014年5月17日の集会について、

- 1 案内文書の配布・送付方法、時期を明らかにせよ。
- 2 区政報告に案内文書を同封して郵送したことはあるか。
- 3 案内を行った議員、元議員・候補予定者の氏名、および代理参加を含む議員・元議員・候補予定者の参加状況。
- 4 集会の参加者数、受付の方法(記帳の有無)、会の進行状況、石原伸晃衆議院議員、小宮あんり東京都議会議員、大和田区議の、それぞれの発言内容。

以上